

改正

平成25年 3月29日告示第 8号
平成27年 3月18日告示第 9号
平成28年 3月 7日告示第 6号

知名町有料広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報ちな
- (2) 知名町ホームページ
- (3) 町の構築物
- (4) その他広告掲載が可能と町長が認めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうもの
- (2) 法令等に違反し、又は触れるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの
- (4) 政治活動、宗教活動、個人・団体等の意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) その他町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の位置)

第4条 広告媒体に掲載する広告の位置は、次のとおりとする。

種類	掲載位置
広報誌	企画振興課長と広報担当が決定
ホームページ	企画振興課長と電算担当が決定
古里観光案内板	企画振興課長と観光担当が決定

(広告の募集等)

第5条 広告の募集は、町長が別に募集期間等を定め、広報ちな、知名町ホームページ等により行うものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、知名町有料広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込み（以下「掲載申込み」という。）があったときは、掲載申込みに係る広告の内容を審査し、必要がある場合は当該申込者に修正を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を町長に提出するものとする。

（委員会）

第8条 広告媒体に掲載する広告に疑義が生じた場合、その掲載の可否を審査するため知名町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、副町長をもって充て、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員は、総務課長、保健福祉課長、建設課長、企画振興課長、及び企画振興課広報担当をもって充てる。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、企画振興課において処理する。

（広告掲載）

第9条 広告掲載を決定する場合の掲載順は、次のとおりとする。ただし、同一掲載順における優先は申込み順とする。

（1）国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

（2）企業及び自営業等で、町内に事業所等を有するもの

（3）その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めるもの

2 広告媒体の種類、性質等により前項の規定によりがたい場合は、抽選その他方法により、広告掲載を決定することができる。

（広告掲載料等及び規格）

第10条 広報誌、ホームページに掲載する広告掲載料及び規格は次のとおりとする。

種類	規格	区分	広告掲載料	期間
広報誌	縦5cm×横8cm カラー刷り	町内	3,000円/月	1か月単位とし最長3か月とする
		町外	10,000円/月	
ホームページ	縦50ピクセル×横160ピクセル	町内・外	1,000円/月	
古里観光案内板	縦1000mm×横2600mm	町内・外	2,000円～2,500円/月	1か月単位とし、最短6か月～最長1年とする

2 町の構築物及びその他広告掲載が可能と町長が認めるものに掲載する広告の掲載料等及び規格は、担当課と協議の上決定するものとする。

（広告掲載料の納入）

第11条 広告主は、第7条第1項の規定による掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

（広告主の責任等）

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告が鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号）第5条の適用を受ける場合は、同条例の規定により許可を受けなければならない。

3 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告代理店への業務委託）

第13条 町長は、広告の募集、広告の作成等を広告代理店等に業務委託することができる。

（広告掲載の取消し）

第14条 町長は、町の行政運営上支障があるとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1）町長が指定する期日までに版下原稿及び広告物を提出しなかったとき。

（2）広告掲載料を納入しなかったとき。

（3）その他町長が特に広告掲載について支障があると認めたとき。

2 町長は、広告の掲載後において、第3条各号に該当する事実が判明し、若しくは現出し、又は広告内容にある実態が変更され、若しくは消滅したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第15条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告掲載料の免除）

第16条 町長が特に必要と認めた広告については広告掲載料を免除する。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月7日告示第6号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

知名町有料広告掲載申込書

年 月 日

知名町長 殿

申請者

住所（所在地）

名称

代表者職・氏名

電話番号

FAX番号

担当者職・氏名

知名町有料広告掲載に関する要綱を遵守のうえ、下記のとおり原稿を添えて申し込みます。

記

1 広告媒体（番号に○を記入）

（1） 広報ちな

掲載希望日 年 月 日～ 年 月 日

（2） 町ホームページ

掲載希望日 年 月 日～ 年 月 日

（3） その他（媒体名を記入）

掲載希望日 年 月 日～ 年 月 日

2 広告の内容（広告の案等を添付してください。）

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

知名町長 印

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付で申込みありました広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

- 1 広告媒体
- 2 掲載日
- 3 広告掲載料 円
- 4 納付期限 年 月 日
- 5 原稿等の提出期限 年 月 日

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

知名町長

印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みありました広告掲載について、下記の理由により掲載できないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 広告媒体
- 2 掲載できない理由